

少解決シタルが状況左記ノ通りニ有之

記

一 發生場所 日本橋区本町四丁目十四番地

二 事業主側

名 稱 森之商店東京支店

主 管 者 森五郎兵衛

資 本 金 約百万円

事 業 織物問屋業

企業系統 十レ

使用店員 男六十名

三 店員側

爭議参加者 十五名

労働組合加入者 十レ

応援労働組合 十レ

四 爭議發生年月日 七月十九日

五 發生原因並要求事項

本商店ハ大阪ニ本店ヲ有シ使用店員ハ全部店主出身
地ナル滋賀县人ニシテ少クモ其ノ卒業シタル者ヲ採用
シ本店ニ於テ教養ノ上目録支店ニ派遣従業セシムル
モノナルカ全店ノ制度ハ旧慣ヲ墨守シ時代ニ沿ハサ
ル爲メ元本店勤務時代俸給生活者組合ニ出入シ居リ
タル店員池内國光ハ窓ニシカ改善ヲ策シ他店員ヲ煽
動シ本月十九日店主上京ヲ機トシ別記ハ嘆願書ヲ店
主ニ提出シタルニ「嘆願書中ノ事項ニハ充分考慮ノ